様式第3号（第5条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

八頭町長　　　　　　　㊞

八頭町農地賃借料助成事業費補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けの交付申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった八頭町農地賃借料助成事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、八頭町補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

１　対象事業

本補助金の対象事業は、「八頭町農地賃借料助成事業費補助金」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

２　交付決定額等

本補助金の算出基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

1. 算出基準額　　金　　　　　　　　　　円
2. 交付決定額　　金　　　　　　　　　　円

３　経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、八頭町農地賃借料助成事業費補助金交付要綱(平成19年2月1日付八頭町告示第11号。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記5条の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

５　補助規定の遵守

本補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等にあたっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。